

目次

規則

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則 財産管理活用課 (第26号)

選管訓令

秋田市選挙管理委員会委員長専決規程の一部を改正する訓令 選挙管理委員会事務局 (第1号)

告示

秋田市議会定例会の招集について 総務課 (第184号)

医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定および廃止について 保護第一課 (第185号)

指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について 介護保険課 (第186号)

指定地域密着型サービス事業者の廃止について 介護保険課 (第187号)

身体障害者福祉法による医師の指定について 障がい福祉課 (第188号)

自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について 交通政策課 (第189号)

胸部検診に係る検診料の徴収および収納事務の委託について 保健予防課 (第190号)

介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定および廃止について 保護第一課 (第191号)

令和5年度固定資産税納税通知書の公示送達について 資産税課 (第192号)

令和5年度軽自動車税(種別割)納税通知書の公示送達について 市民税課 (第193号)

国民健康保険税督促状の公示送達について 国保年金課 (第194号)

国民健康保険税納税通知書(課税年度令和5年 賦課年度令和4年)の公示送達について 国保年金課 (第195号)

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の廃止について 障がい福祉課（第196号）

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について 障がい福祉課（第197号）

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について 障がい福祉課（第198号）

教委告示

教育委員会定例会の招集について 教育委員会総務課（第12号）

選管告示

選挙権を有する者の総数の50分の1、6分の1および3分の1の数について 選挙管理委員会事務局（第33号）

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程 選挙管理委員会事務局（第34号）

農委告示

農業委員会総会の招集について 農業委員会事務局（第7号）

消防本部告示

指定催しの指定について 消防本部予防課（第3号）

公告

秋田市情報公開条例の令和4年度の運用状況について 文書法制課

秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例の令和4年度の運用状況について 文書法制課

農用地利用集積計画の策定について 農業農村振興課

財政報告書の公表について 財政課

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第26号

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則（平成24年秋田市規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表河辺市民サービスセンターの項の前に次のように加える。

道路維持課整備棟	300円
----------	------

附 則

この規則は、令和5年7月3日から施行する。

秋市選管訓令第1号

秋田市選挙管理委員会委員長専決規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和5年6月1日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

秋田市選挙管理委員会委員長専決規程の一部を改正する訓令
秋田市選挙管理委員会委員長専決規程（昭和32年秋田市選管訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第40号を次のように改める。

(40) 削除

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

秋田市告示第184号

令和5年6月8日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。

令和5年6月1日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第185号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和5年6月1日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
山王薬局	秋田市山王二丁目1番49号	令和5年4月1日
ごしよの耳鼻咽喉科	秋田市御所野地蔵田二丁目1番4号	令和5年5月1日
調剤薬局ツルハドラッグ 秋田泉南店	秋田市泉南三丁目23番24号	令和5年5月1日
秋田県子ども・女性・障害者相談センター	秋田市手形住吉町3番6号	令和5年4月1日
プロケアあきた訪問看護 ステーション	秋田市川尻町字大川反170番地 40 2F A号室	令和5年5月1日

2 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
しらゆき調剤薬局	秋田市檜山川口境8番22号	令和5年3月31日

山王薬局	秋田市山王二丁目1番49号	令和5年3月31日
秋田県福祉相談センター ・秋田県精神保健福祉センター	秋田市中通二丁目1番51号 明德館ビル1階	令和5年3月31日
医療法人佐々木歯科医院	秋田市将軍野南三丁目10番10号	令和5年3月31日

秋田市告示第186号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項、第78条の2第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条、第78条の11および第115条の10の規定により告示する。

令和5年6月1日

秋田市長 穂積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種 類
株式会社 きららホ ールディ ングス	特定施設 入居者生 活介護事 業所 き ららいず み	秋田市泉馬場13 番20号	令和5年6月1日	特定施設入居 者生活介護、 介護予防特定 施設入居者生 活介護
SOMP Oケア株 式会社	SOMP Oケア 秋田仁井 田 訪問 看護	秋田市仁井田新 田一丁目5番15 号 KSビル2 階206号室	令和5年6月1日	訪問看護、介 護予防訪問看 護
合同会社 セレクト エール	訪問介護 事業所エ ール秋田	秋田市高陽青柳 町3番40号 タ ウニイ高陽201 号室	令和5年6月1日	訪問介護

合同会社 セレクト エール	エールデ イサービ ス秋田店	秋田市下北手松 崎字家ノ前4番 地4	令和5年6月1日	地域密着型通 所介護
---------------------	----------------------	--------------------------	----------	---------------

秋田市告示第187号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11の規定により告示する。

令和5年6月1日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種 類
企業組合 やまびこ ケアセン ター	あいごデイ サービス	秋田市下北手松 崎字家ノ前4番 地4	令和5年5月31日	地域密着型 通所介護

秋田市告示第188号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による身体障害者手帳の申請に関わる医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

令和5年6月2日

秋田市長 穂 積 志

医師氏名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
田 村 博 史	秋田厚生医療センター	消化器外科	ぼうこう又は直腸機能障害

秋田市告示第189号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和5年6月6日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 5台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和5年5月2日から同月30日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）
秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和5年6月6日から同年12月6日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後 6 か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第 6 条第 4 項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市東通仲町 4 番 3 号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第190号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、胸部検診に係る検診料の徴収および収納事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年6月6日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の住所および氏名
秋田市八橋南一丁目8番2号
一般社団法人秋田市シルバー人材センター
理事長 野 口 良 孝
- 2 委託の期間
令和5年6月2日から同年12月31日まで

秋田市告示第191号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和5年6月8日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
プロケアあきた訪問看護ステーション	秋田市川尻町字大川反170番地40 2F A号室	令和5年5月1日
山王薬局	秋田市山王二丁目1番49号	令和5年4月1日

2 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
山王薬局	秋田市山王二丁目1番49号	令和5年3月31日
あいごデイサービス	秋田市下北手松崎字家ノ前4番地4	令和5年5月31日

秋田市告示第192号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該納税通知書は企画財政部資産税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年6月9日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受ける者の住所および氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和5年度固定資産税納税通知書

秋田市告示第193号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、企画財政部市民税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年6月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和5年度軽自動車税（種別割）納税通知書

秋田市告示第194号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年6月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第195号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けようとする者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年6月15日

秋田市長 穂積 志

- 1 送達を受けようとする者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税納税通知書（課税年度令和5年 賦課年度令和4年）

秋田市告示第196号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条第1項第2号の規定により告示する。

令和5年6月23日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	廃止年月日
132	有限会社緑ヶ丘 薬局	秋田市飯島緑丘町 2番32号	有限会社緑ヶ丘薬局 代表取締役 長谷川 純 子	令和5年 5月31日

秋田市告示第197号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和5年6月23日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	指定年月日
263	緑ヶ丘薬局	秋田市飯島緑丘町 2番32号	長谷川 純 子	令和5年 7月1日

秋田市告示第198号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和5年6月29日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：訪問看護

指定 番号	医療機関の名称	所 在 地	開 設 者 名	指定年月日
17	訪問看護ステーション おんぷ	秋田市土崎港北 一丁目13番43号	合同会社シュー ネット 代表社員 挽 野 宗 多	令和5年 7月1日

秋田市教委告示第12号

令和5年6月28日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和5年6月23日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

付議案件

秋田市文化財保護審議会委員の委嘱に関する件

秋市選管告示第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号。以下「合併特例法」という。）第4条第1項および第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、合併特例法第4条第11項および第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数、地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項、第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項、第86条第4項、合併特例法第5条第30項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第2項の規定により告示する。

令和5年6月1日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

1	50分の1の数	5,184人
2	6分の1の数	43,194人
3	3分の1の数	86,388人

秋市選管告示第34号

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年6月1日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程

公職選挙事務執行規程（昭和34年秋田市選管告示第29号）の一部を次のように改正する。

第39条中、「漁業法（昭和24年法律第267号）、土地改良法（昭和24年法律第195号）」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

秋田市農委告示第7号

令和5年6月19日午後2時秋田市職員研修棟第1・2研修室に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和5年6月8日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 3 農用地利用集積計画（令和5年度第3号計画）に関する件

秋田市消防本部告示第3号

秋田市火災予防条例（昭和48年秋田市条例第27号）第50条の2第1項の規定に基づき、下記の催しを指定催しとして指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年6月6日

秋田市消防長 工藤琢磨

記

催しの開催場所	雄物川河川敷 (秋田大橋からJR羽越本線鉄橋まで)
催しの名称	第36回秋田市夏まつり雄物川花火大会
催しの開催期間	令和5年8月11日(金) ※ 延期した場合は、延期した日とする。

秋田市公告

秋田市情報公開条例（平成9年秋田市条例第39号）第32条の規定に基づき、令和4年度の運用状況を次のとおり公表する。

令和5年6月14日

秋田市長 穂 積 志

1 公文書開示請求処理状況

実施機関	開示 請求 件数	決定内容					取下げ	却下
		開示	部分 開示	不開示	不存在	存否応 答拒否		
市長	132	79	50	0	1	0	0	2
教育委員会	25	7	17	0	1	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
上下水道事業管理者	30	20	10	0	0	0	0	0
消防長	9	6	3	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人市立秋田総合病院	3	1	2	0	0	0	0	0
公立大学法人秋田公立美術大学	3	3	0	0	0	0	0	0
計	202	116	82	0	2	0	0	2

2 審査請求および実施機関による裁決の処理状況

(1) 審査請求件数 0件

(2) 実施機関による裁決の件数 0件

秋田市公告

秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年秋田市条例第32号）第10条の規定に基づき、令和4年度の運用状況を次のとおり公表する。

令和5年6月14日

秋田市長 穂積 志

1 保有個人情報開示請求処理状況

実施機関	開示 請求 件数	決定内容					取下げ	却下
		開示	部分 開示	不開示	不存在	存否応 答拒否		
市長	19	10	9	0	0	0	0	0
教育委員会	2	0	1	0	1	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審 査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
上下水道事業管 理者	0	0	0	0	0	0	0	0
消防長	0	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法 人市立秋田総合 病院	21	21	0	0	0	0	0	0
公立大学法人秋 田公立美術大学	2	0	2	0	0	0	0	0
計	44	31	12	0	1	0	0	0

2 訂正請求および利用停止請求の処理状況

(1) 訂正請求件数 0件

(2) 利用停止請求件数 0件

3 審査請求および実施機関による裁決の処理状況

(1) 審査請求件数 1件

(2) 実施機関による裁決の件数 0件

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（令和5年度第3号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和5年6月26日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

秋田市公告

財政報告書の作成および公表に関する条例（平成7年秋田市条例第48号）第2条第1項の規定により財政報告書の公表を行うので、同条例第4条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和5年6月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市の財政

令和5年6月

目 次

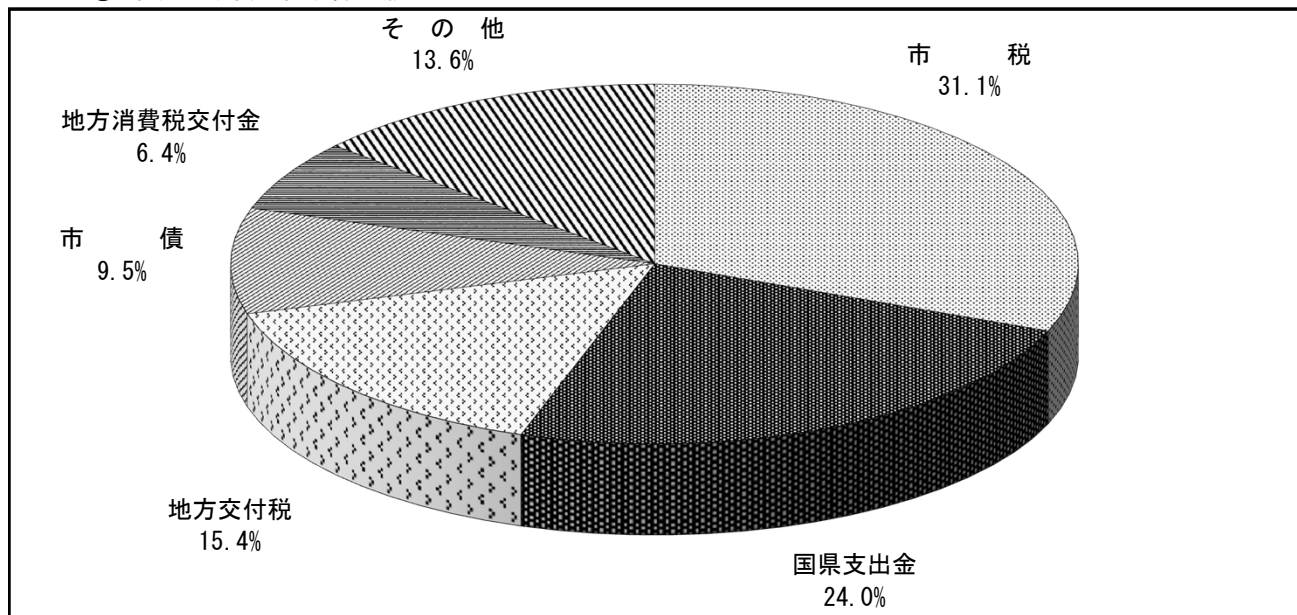
I 令和5年度当初予算の状況	1
1 歳入・歳出予算の状況	2
(1) 一般会計	2
(2) 特別会計	5
2 住民負担の状況	5
3 公営事業の概況	6
II 令和4年度下半期の執行状況	19
1 収入および支出の概況	20
(1) 一般会計	20
(2) 特別会計	21
2 一時借入金の現在高（一般会計、特別会計）	21
3 財産の状況	22
4 地方債現在高の状況（見込）	23
5 公営事業の経理の概況	24
(1) 秋田市水道事業の経理の状況	24
(2) 秋田市下水道事業の経理の状況	26
(3) 秋田市農業集落排水事業の経理の状況	28

I 令和5年度当初予算の状況

1 歳入・歳出予算の状況

(1) 一般会計

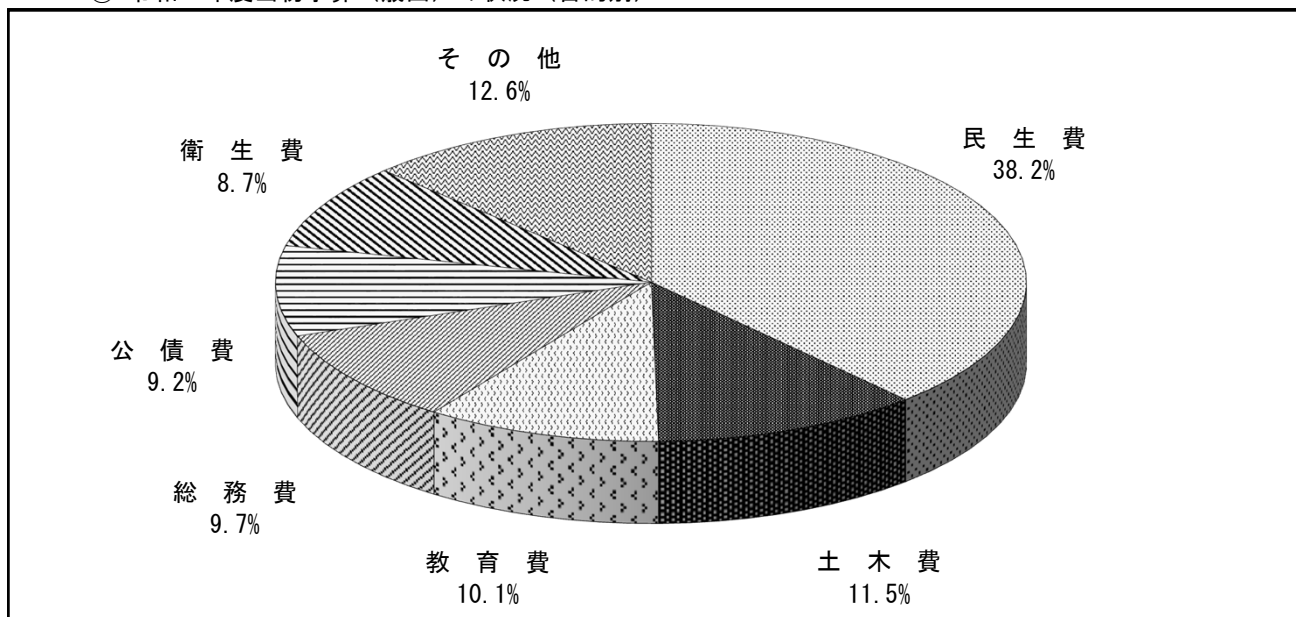
① 令和5年度当初予算（歳入）の状況



(単位：千円、%)

区 分	5 年度		4 年度		比較増減 (A) - (B)	増減率
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比		
市 税	43,820,020	31.1	44,354,122	32.2	△534,102	△1.2
地 方 譲 与 税	1,092,075	0.8	1,091,858	0.8	217	0.0
利 子 割 交 付 金	12,755	0.0	21,034	0.0	△8,279	△39.4
配 当 割 交 付 金	141,861	0.1	86,226	0.1	55,635	64.5
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	160,374	0.1	52,684	0.0	107,690	204.4
法 人 事 業 税 交 付 金	583,965	0.4	702,480	0.5	△118,515	△16.9
地 方 消 費 税 交 付 金	8,998,019	6.4	8,908,930	6.5	89,089	1.0
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	56,162	0.0	52,470	0.0	3,692	7.0
環 境 性 能 割 交 付 金	53,958	0.0	64,606	0.1	△10,648	△16.5
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	3,009	0.0	3,042	0.0	△33	△1.1
地 方 特 例 交 付 金	331,375	0.2	462,939	0.3	△131,564	△28.4
地 方 交 付 税 (うち普通交付税 特別交付税)	21,767,000 (20,267,000 1,500,000)	15.4	21,155,000 (19,655,000 1,500,000)	15.3	612,000	2.9
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	63,000	0.1	63,000	0.1	0	0.0
分 担 金 及 び 負 担 金	447,021	0.3	471,339	0.3	△24,318	△5.2
使 用 料 及 び 手 数 料	2,230,744	1.6	2,316,936	1.7	△86,192	△3.7
国 庫 支 出 金	23,487,714	16.7	24,274,483	17.6	△786,769	△3.2
県 支 出 金	10,346,158	7.3	9,855,330	7.2	490,828	5.0
財 産 収 入	188,179	0.1	372,493	0.3	△184,314	△49.5
寄 附 金	602,895	0.4	802,895	0.6	△200,000	△24.9
繰 入 金	4,358,676	3.1	3,392,917	2.4	965,759	28.5
繰 越 金	700,000	0.5	700,000	0.5	0	0.0
諸 収 入	8,286,140	5.9	8,310,516	6.0	△24,376	△0.3
市 債	13,338,900	9.5	10,354,700	7.5	2,984,200	28.8
合 計	141,070,000	100.0	137,870,000	100.0	3,200,000	2.3

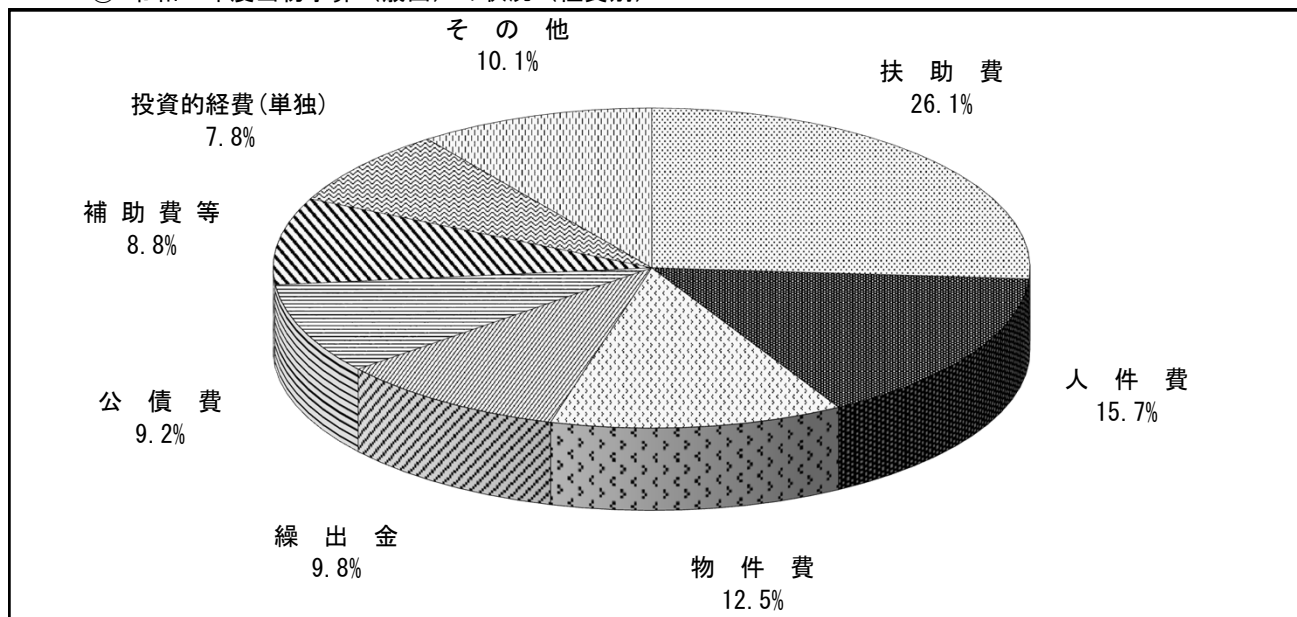
② 令和5年度当初予算（歳出）の状況（目的別）



（単位：千円、%）

区分	5年度		4年度		比較増減 (A)-(B)	増減率
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比		
議会費	665,151	0.5	663,242	0.5	1,909	0.3
総務費	13,706,726	9.7	14,474,179	10.5	△767,453	△5.3
民生費	53,847,311	38.2	53,435,119	38.8	412,192	0.8
衛生費	12,206,006	8.7	12,005,114	8.7	200,892	1.7
労働費	607,676	0.4	743,673	0.5	△135,997	△18.3
農林水産業費	2,938,914	2.1	3,035,332	2.2	△96,418	△3.2
商工費	9,076,525	6.4	9,274,232	6.7	△197,707	△2.1
土木費	16,273,926	11.5	14,578,421	10.6	1,695,505	11.6
消防費	4,436,395	3.1	4,349,130	3.2	87,265	2.0
教育費	14,193,262	10.1	11,995,624	8.7	2,197,638	18.3
災害復旧費	5	0.0	6,004	0.0	△5,999	殆減
公債費	13,018,102	9.2	13,109,929	9.5	△91,827	△0.7
諸支出金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
予備費	100,000	0.1	200,000	0.1	△100,000	△50.0
合計	141,070,000	100.0	137,870,000	100.0	3,200,000	2.3

③ 令和5年度当初予算（歳出）の状況（性質別）



(単位：千円、%)

区分	5年度		4年度		比較増減 (A)-(B)	増減率
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比		
人件費	22,091,965	15.7	22,600,101	16.4	△508,136	△2.2
物件費	17,671,693	12.5	19,083,622	13.8	△1,411,929	△7.4
維持補修費	1,815,374	1.3	1,782,902	1.3	32,472	1.8
扶助費	36,854,674	26.1	36,276,810	26.3	577,864	1.6
補助費等	12,399,227	8.8	12,921,238	9.4	△522,011	△4.0
消費的経費計	90,832,933	64.4	92,664,673	67.2	△1,831,740	△2.0
補助事業	4,017,263	2.8	3,416,232	2.5	601,031	17.6
単独事業	10,954,179	7.8	6,613,725	4.8	4,340,454	65.6
県営事業負担金	287,905	0.2	263,569	0.2	24,336	9.2
災害復旧事業	5	0.0	6,004	0.0	△5,999	殆減
投資的経費計	15,259,352	10.8	10,299,530	7.5	4,959,822	48.2
公債費	13,018,102	9.2	13,109,929	9.5	△91,827	△0.7
積立金	238,816	0.2	239,242	0.2	△426	△0.2
投資及び出資金	1,030,175	0.7	1,066,314	0.8	△36,139	△3.4
貸付金	6,855,295	4.9	6,855,295	4.9	0	0.0
繰出金	13,835,327	9.8	13,635,017	9.9	200,310	1.5
合計	141,070,000	100.0	137,870,000	100.0	3,200,000	2.3

(2) 特別会計

(単位：千円、%)

区 分	5年度 当初予算(A)	4年度 当初予算(B)	比較増減 (A)-(B)	増減率
土地区画整理会計	1,898,234	1,859,189	39,045	2.1
市有林会計	255,400	249,924	5,476	2.2
市営墓地会計	192,146	61,678	130,468	211.5
中央卸売市場会計	91,152	78,054	13,098	16.8
公設地方卸売市場会計	461,791	405,702	56,089	13.8
大森山動物園会計	484,540	540,233	△55,693	△10.3
廃棄物発電会計	300,887	179,183	121,704	67.9
病院事業債管理会計	1,465,854	11,132,545	△9,666,691	△86.8
学校給食費会計	1,326,754	1,370,852	△44,098	△3.2
国民健康保険事業会計	30,620,240	30,556,491	63,749	0.2
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	66,919	57,299	9,620	16.8
介護保険事業会計	31,314,259	31,542,823	△228,564	△0.7
後期高齢者医療事業会計	4,266,384	4,233,088	33,296	0.8
合 計	72,744,560	82,267,061	△9,522,501	△11.6

2 住民負担の状況

令和5年度当初予算における住民負担の状況

(単位：円、%)

区 分	5年 度		4年 度		比 較 増 減 (A)-(B)
	一人当たり 負 担 額(A)	構 成 比	一人当たり 負 担 額(B)	構 成 比	
市 民 税	66,043	45.0	67,477	45.9	△1,434
個 人	53,448	36.4	52,964	36.0	484
法 人	12,595	8.6	14,513	9.9	△1,918
固 定 資 産 税	65,096	44.4	64,173	43.6	923
固 定 資 産 税	64,414	43.9	63,496	43.1	918
国 有 資 産 等 所 在 市 交 付 金	682	0.5	677	0.5	5
軽 自 動 車 税	3,094	2.1	3,070	2.0	24
環 境 性 能 割	281	0.2	363	0.2	△82
種 別 割	2,813	1.9	2,707	1.8	106
市 た ば こ 税	7,322	5.0	7,136	4.9	186
鉱 産 税	12	0.0	19	0.0	△7
入 湯 税	150	0.1	109	0.1	41
事 業 所 税	5,041	3.4	5,092	3.5	△51
合 計	146,758	100.0	147,076	100.0	△318

3 公営事業の概況

令和5年度秋田市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度秋田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	151,277戸
(2) 年 間 総 配 水 量	33,499,320m ³
(3) 一 日 平 均 配 水 量	91,528m ³
(4) 主要な建設改良事業	
(イ) 配水管整備	
配水管布設	1,020m
配水管布設替等	21,005m
配水幹線整備	1,200m
(ロ) 施設改良	
送水管整備等	800m
仁井田浄水場等整備	一式
御所野配水場揚水ポンプ更新	一式
山王測定局流量計設置	一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	7,705,335千円
第1項 営業収益	7,008,846千円
第2項 営業外収益	696,487千円
第3項 特別利益	2千円

		支	出
第1款	水道事業費用		7,372,660千円
	第1項	営業費用	7,055,672千円
	第2項	営業外費用	314,088千円
	第3項	特別損失	1,100千円
	第4項	予備費	1,800千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,699,778千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額249,372千円、建設改良積立金121,934千円及び過年度分損益勘定留保資金3,328,472千円で補てんするものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		3,456,677千円
	第1項	企業債	2,763,000千円
	第2項	出資金	70,735千円
	第3項	補助金	168,666千円
	第4項	固定資産売却代金	1千円
	第5項	負担金及び寄附金	454,275千円

		支	出
第1款	資本的支出		7,156,455千円
	第1項	建設改良費	5,698,189千円
	第2項	企業債償還金	1,458,266千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1資本的 支出	1建設 改良費	仁井田 浄水場 取水・導水 施設 整備工事	2,596,000千円	令和5年度	1,012,000千円
				令和6年度	880,000千円
				令和7年度	704,000千円

1 資本的 支出	1 建設 改良費	仁井田 浄水場 等整備 事業計 設計・ モニタ リング 業務	63,866千円	令和5年度	8,402千円
				令和6年度	13,566千円
				令和7年度	13,966千円
				令和8年度	13,966千円
				令和9年度	13,966千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
老朽給水管解消 に係る資金融資 あつせん利子補給	令和5年度から10年度まで	689千円
お客様センター 業務等の 包括的民間委託経費	令和6年度から11年度まで	3,154,800千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費
限度額	2,763,000千円
起債の方法	証書借入
利率	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	1,002,855千円
(2) 交際費	50千円

(他会計からの補助金)

第11条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、16,159千円である。

(利益剰余金の処分)

第12条 当年度未処分利益剰余金のうち68,798千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 利益積立金	68,798千円
-----------	----------

(たな卸資産購入限度額)

第13条 たな卸資産の購入限度額は、160,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第14条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
1 取得する資産		
工具、器具及び備品	ページトラップ ガスクロマトグラフ 質量分析計	一式

令和5年度秋田市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度秋田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数	126,240戸
(2) 年間総処理水量	33,836,043m ³
(3) 一日平均処理水量	92,448m ³
(4) 主要な建設改良事業	
(イ) 管渠建設	
管渠布設	2,457m
管渠改築等	4,540m
マンホールポンプ施設整備	8施設
排水ポンプ施設整備	1施設
(ロ) ポンプ場建設	
古川雨水排水ポンプ場設備	一式
川口汚水中継ポンプ場汚水ポンプ設備更新	一式
土崎汚水中継ポンプ場沈砂地設備更新	一式
外旭川汚水中継ポンプ場自家発電設備更新	一式
(ハ) 処理場建設	
仁別浄化センター自家発電設備更新	一式
(ニ) 特定環境保全公共下水道	
管渠布設	1,960m
管渠移設	230m
マンホールポンプ施設整備	2施設

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	下水道事業収益		10,601,949千円
	第1項 営業収益		7,348,464千円
	第2項 営業外収益		3,253,483千円
	第3項 特別利益		2千円
		支	出
第1款	下水道事業費用		10,427,241千円
	第1項 営業費用		9,726,881千円
	第2項 営業外費用		696,309千円
	第3項 特別損失		1,501千円
	第4項 予備費		2,550千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,091,290千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額100,328千円、減債積立金506,752千円、過年度分損益勘定留保資金2,043,851千円及び当年度分損益勘定留保資金1,440,359千円で補てんするものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		6,542,994千円
	第1項 企業債		3,850,700千円
	第2項 出資金		855,754千円
	第3項 補助金		1,808,000千円
	第4項 負担金		28,539千円
	第5項 固定資産売却代金		1千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	10,634,284千円
	第1項 建設改良費	5,360,339千円
	第2項 企業債償還金	5,263,535千円
	第3項 投 資	10,410千円

(継 続 費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
1資本的 支出	1建設 改良費	土崎汚水中継 ポンプ場 沈砂池設備 更新事業	364,800千円	令和5年度	63,800千円
				令和6年度	301,000千円
1資本的 支出	1建設 改良費	古川雨水排水 ポンプ場 整備事業	7,890,000千円	令和5年度	301,000千円
				令和6年度	3,624,000千円
				令和7年度	3,965,000千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造 資金利子補給	令和5年度から11年度まで	834千円
水洗便所改造 資金損失補償	令和5年度から11年度まで	1,750千円

(企 業 債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費及び企業債償還金
限度額	3,850,700千円
起債の方法	証書借入

利 率 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）

償還の方法 政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

（一時借入金）

第8条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1）職 員 給 与 費 613,610千円

（他会計からの補助金）

第11条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,245,826千円である。

（利益剰余金の処分）

第12条 当年度未処分利益剰余金のうち74,380千円は、次のとおり処分するものと定める。

（1）減 債 積 立 金 74,380千円

令和5年度秋田市農業集落排水事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度秋田市農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

	(農業集落排水)	(個別排水処理)	(計)
(1) 排水戸数	1,827戸	226戸	2,053戸
(2) 年間総処理水量	580,498m ³	50,023m ³	630,521m ³
(3) 一日平均処理水量	1,586m ³	137m ³	1,723m ³
(4) 主要な建設改良事業			
(イ) 農業集落排水建設改良			
マンホールポンプ施設等整備			3施設
(ロ) 個別排水処理施設建設			
浄化槽設置			5基

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	農業集落排水事業収益	527,425千円
	第1項 営業収益	72,194千円
	第2項 営業外収益	455,230千円
	第3項 特別利益	1千円
第2款	個別排水処理事業収益	37,309千円
	第1項 営業収益	8,359千円
	第2項 営業外収益	28,948千円
	第3項 特別利益	2千円

支 出

第 1 款	農業集落排水事業費用	525,268千円
	第 1 項 営 業 費 用	495,325千円
	第 2 項 営 業 外 費 用	29,393千円
	第 3 項 特 別 損 失	50千円
	第 4 項 予 備 費	500千円
第 2 款	個別排水処理事業費用	38,410千円
	第 1 項 営 業 費 用	36,700千円
	第 2 項 営 業 外 費 用	1,608千円
	第 3 項 特 別 損 失	2千円
	第 4 項 予 備 費	100千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額164,313千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,056千円及び過年度分損益勘定留保資金163,257千円で補てんするものとする。）。

収 入

第 1 款	農業集落排水事業資本的収入	105,731千円
	第 1 項 企 業 債	14,500千円
	第 2 項 出 資 金	89,815千円
	第 3 項 基 金 繰 入 金	1,416千円
第 2 款	個別排水処理事業資本的収入	19,588千円
	第 1 項 企 業 債	6,200千円
	第 2 項 出 資 金	11,461千円
	第 3 項 補 助 金	1,442千円
	第 4 項 負 担 金	485千円

支 出

第1款	農業集落排水事業資本的支出	262,561千円
	第1項 建設改良費	29,995千円
	第2項 企業債償還金	232,565千円
	第3項 投 資	1千円
第2款	個別排水処理事業資本的支出	27,071千円
	第1項 建設改良費	17,919千円
	第2項 企業債償還金	9,152千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水 洗 便 所 改 造 資 金 利 子 補 給 (農 業 集 落 排 水)	令和5年度から11年度まで	101千円
水 洗 便 所 改 造 資 金 損 失 補 償 (農 業 集 落 排 水)	令和5年度から11年度まで	210千円
水 洗 便 所 改 造 資 金 利 子 補 給 (個 別 排 水 処 理)	令和5年度から11年度まで	34千円
水 洗 便 所 改 造 資 金 損 失 補 償 (個 別 排 水 処 理)	令和5年度から11年度まで	70千円

(企 業 債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費
限 度 額	20,700千円
起債の方法	証書借入
利 率	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

償還の方法 政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款農業集落排水事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 36,756千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、344,944千円である。

Ⅱ 令和4年度下半期の執行状況

1 収入および支出の概況

(1) 一般会計

① 歳入の状況

(令和5年3月31日現在) (単位: 千円、%)

区 分	予算現額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収入率 (D)/(A)
市 税	43,160,721	23,349,846	17,814,789	41,164,635	95.4
地 方 譲 与 税	1,092,626	331,020	754,521	1,085,541	99.4
利 子 割 交 付 金	12,755	8,656	4,076	12,732	99.8
配 当 割 交 付 金	141,861	21,729	80,275	102,004	71.9
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	52,684	-	85,451	85,451	162.2
法 人 事 業 税 交 付 金	667,053	360,882	332,336	693,218	103.9
地 方 消 費 税 交 付 金	8,474,158	4,365,975	3,864,587	8,230,562	97.1
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	56,162	17,439	38,382	55,821	99.4
環 境 性 能 割 交 付 金	53,958	18,604	37,095	55,699	103.2
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	3,042	-	3,009	3,009	98.9
地 方 特 例 交 付 金	366,869	337,452	29,563	367,015	100.0
地 方 交 付 税	21,590,762	14,634,682	7,256,656	21,891,338	101.4
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	63,000	31,791	27,486	59,277	94.1
分 担 金 及 び 負 担 金	457,433	116,374	186,404	302,778	66.2
使 用 料 及 び 手 数 料	2,292,596	1,035,241	952,968	1,988,209	86.7
国 庫 支 出 金	35,211,607	7,212,181	25,140,880	32,353,061	91.9
県 支 出 金	10,840,438	1,699,252	4,411,725	6,110,977	56.4
財 産 収 入	443,512	293,870	150,189	444,059	100.1
寄 附 金	829,381	88,171	278,181	366,352	44.2
繰 入 金	5,883,274	-	4,873,183	4,873,183	82.8
繰 越 金	2,097,914	2,097,914	-	2,097,914	100.0
諸 収 入	9,114,806	378,964	7,924,987	8,303,951	91.1
市 債	17,393,200	-	4,715,800	4,715,800	27.1
合 計	160,299,812	56,400,043	78,962,543	135,362,586	84.4

※前年度からの繰越分を含む。

② 歳出の状況

(令和5年3月31日現在) (単位: 千円、%)

区 分	予算現額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支出率 (D)/(A)
議 会 費	654,803	364,536	282,679	647,215	98.8
総 務 費	15,627,490	5,738,868	6,914,729	12,653,597	81.0
民 生 費	58,847,772	20,653,937	29,326,112	49,980,049	84.9
衛 生 費	15,959,562	4,970,323	6,168,310	11,138,633	69.8
労 働 費	750,122	391,716	204,306	596,022	79.5
農 林 水 産 業 費	4,237,715	1,089,533	1,835,918	2,925,451	69.0
商 工 費	9,847,693	7,854,641	1,393,921	9,248,562	93.9
土 木 費	20,155,815	6,008,382	8,192,825	14,201,207	70.5
消 防 費	4,582,317	1,716,297	2,469,145	4,185,442	91.3
教 育 費	15,484,467	4,957,811	6,478,553	11,436,364	73.9
災 害 復 旧 費	383,518	50,457	120,561	171,018	44.6
公 債 費	13,626,648	6,421,484	7,177,256	13,598,740	99.8
諸 支 出 金	1	-	-	-	0.0
予 備 費	141,889	-	-	-	0.0
合 計	160,299,812	60,217,985	70,564,315	130,782,300	81.6

※前年度からの繰越分を含む。

(2) 特別会計

① 歳入の状況

(令和5年3月31日現在) (単位:千円、%)

区 分	予算現額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収入率 (D)/(A)
土地区画整理会計	3,202,052	317,706	1,531,154	1,848,860	57.7
市有林会計	253,736	33,054	56,677	89,731	35.4
市営墓地会計	74,467	63,981	9,987	73,968	99.3
中央卸売市場会計	89,365	12,922	29,214	42,136	47.2
公設地方卸売市場会計	437,862	132,257	194,292	326,549	74.6
大森山動物園会計	571,473	89,313	230,385	319,698	55.9
廃棄物発電会計	298,854	149,696	130,569	280,265	93.8
病院事業債管理会計	14,417,380	3,443,384	10,540,692	13,984,076	97.0
学校給食費会計	1,413,928	384,272	817,415	1,201,687	85.0
国民健康保険事業会計	31,027,871	13,470,139	16,473,101	29,943,240	96.5
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	57,299	70,485	12,467	82,952	144.8
介護保険事業会計	32,137,882	14,454,433	13,487,602	27,942,035	86.9
後期高齢者医療事業会計	4,118,470	1,438,596	2,686,620	4,125,216	100.2
合 計	88,100,639	34,060,238	46,200,175	80,260,413	91.1

※前年度からの繰越分を含む。

② 歳出の状況

(令和5年3月31日現在) (単位:千円、%)

区 分	予算現額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支出率 (D)/(A)
土地区画整理会計	3,202,052	812,390	1,387,848	2,200,238	68.7
市有林会計	253,736	155,831	50,992	206,823	81.5
市営墓地会計	74,467	21,224	38,950	60,174	80.8
中央卸売市場会計	89,365	44,153	36,647	80,800	90.4
公設地方卸売市場会計	437,862	202,252	183,532	385,784	88.1
大森山動物園会計	571,473	220,772	239,830	460,602	80.6
廃棄物発電会計	298,854	11,155	21,015	32,170	10.8
病院事業債管理会計	14,417,380	3,443,384	10,540,692	13,984,076	97.0
学校給食費会計	1,413,928	681,027	680,680	1,361,707	96.3
国民健康保険事業会計	31,027,871	11,562,364	17,217,689	28,780,053	92.8
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	57,299	18,180	2,925	21,105	36.8
介護保険事業会計	32,137,882	12,927,299	16,028,215	28,955,514	90.1
後期高齢者医療事業会計	4,118,470	1,251,320	2,650,928	3,902,248	94.7
合 計	88,100,639	31,351,351	49,079,943	80,431,294	91.3

※前年度からの繰越分を含む。

2 一時借入金の現在高 (一般会計、特別会計)

令和5年3月31日現在、一時借入金の現在高 なし

3 財産の状況

(令和5年3月31日現在)

土地及び建物

(単位：㎡)

(単位：㎡)

区 分	土 地			建 物		
	3年度末現在高	4年度中増減高	4年度末現在高	3年度末現在高	4年度中増減高	4年度末現在高
行 政 財 産	10,822,531.18	△ 55,056.43	10,767,474.75	1,085,073.06	23,284.38	1,108,357.44
普 通 財 産	32,171,251.50	△ 29,123.23	32,142,128.27	20,385.25	△61.27	20,323.98
合 計	42,993,782.68	△ 84,179.66	42,909,603.02	1,105,458.31	23,223.11	1,128,681.42

山 林

(単位：㎡)

(単位：㎡)

土地の 権利区分	面 積			立木の推定蓄積量		
	3年度末現在高	4年度中増減高	4年度末現在高	3年度末現在高	4年度中増減高	4年度末現在高
所 有	10,186,725.03	-	10,186,725.03	743,873.00	28,657.00	772,530.00
分 収	7,001,850.00	-	7,001,850.00	36,356.00	746.00	37,102.00
合 計	17,188,575.03	-	17,188,575.03	780,229.00	29,403.00	809,632.00

物 権

(単位：㎡)

区 分	3年度末現在高	4年度中増減高	4年度末現在高
地 上 権	80,247.61	-	80,247.61

無体財産権

(単位：件)

区 分	3年度末現在高	4年度中増減高	4年度末現在高
商 標 権	11	△2	9

有価証券

(単位：千円)

区 分	3年度末現在高	4年度中増減高	4年度末現在高
株 券	364,474	-	364,474

出資による権利

(単位：千円)

区 分	3年度末現在高	4年度中増減高	4年度末現在高
出 資 証 券	8,398,795	△ 27,675	8,371,120
出 捐 金 証 書	1,082,771	△ 95,974	986,797

4 地方債現在高の状況（見込）

（単位：千円）

会 計	3年度末現在高	4年度中増減額見込		4年度末現在高見込
		市債借入額	元金償還額	
一 般 会 計	144,657,541	12,405,700	13,057,459	144,005,782
市 有 林 会 計	1,177,891	-	103,335	1,074,556
中 央 卸 売 市 場 会 計	32,419	-	1,849	30,570
公 設 地 方 卸 売 市 場 会 計	508,992	-	52,187	456,805
大 森 山 動 物 園 会 計	422,714	48,100	25,401	445,413
病 院 事 業 債 管 理 会 計	8,640,246	13,606,600	284,039	21,962,807
合 計	155,439,803	26,060,400	13,524,270	167,975,933

5 公営事業の経理の概況

(1) 秋田市水道事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

収入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期収入額 (B)	下期収入額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
水道事業収益	7,820,362	3,361,117	4,303,415	7,664,532	98.0
営業収益	7,163,026	3,331,080	3,663,914	6,994,994	97.7
営業外収益	657,066	29,767	639,501	669,268	101.9
特別利益	270	270	-	270	100.0

支出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期支出額 (B)	下期支出額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
水道事業費用	7,111,760	1,405,815	5,139,959	6,545,774	92.0
営業費用	6,693,341	1,267,851	4,863,732	6,131,583	91.6
営業外費用	413,519	137,290	276,227	413,517	99.9
特別損失	3,100	674	-	674	21.7
予備費	1,800	-	-	-	0.0

※前年度からの繰越分を含む。

イ 資本的収支

収入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期収入額 (B)	下期収入額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
資本的収入	2,496,430	247,915	1,386,955	1,634,870	65.5
企業債	1,839,500	-	1,188,100	1,188,100	64.6
出資金	75,319	75,234	85	75,319	100.0
補助金	38,700	38,700	△ 8,525	30,175	78.0
固定資産売却代金	302	303	△ 1	302	100.0
負担金及び寄附金	542,609	133,678	207,296	340,974	62.8

※前年度からの繰越分を含む。

支出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期支出額 (B)	下期支出額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
資本的支出	6,437,358	1,500,797	2,927,622	4,428,419	68.8
建設改良費	4,928,353	752,507	2,166,963	2,919,470	59.2
企業債償還金	1,503,905	748,290	755,615	1,503,905	100.0
国庫補助金返還金	5,100	-	5,044	5,044	98.9

※前年度からの繰越分を含む。

② 秋田市水道事業会計試算表（令和5年3月31日現在）

（単位：円）

借 方	勘 定 科 目	貸 方
	（ 固 定 資 産 ）	
59,695,519,766	有 形 固 定 資 産	
1,687,822,788	無 形 固 定 資 産	
4,800,000	投 資 そ の 他 資 産	
	（ 流 動 資 産 ）	
13,050,959,960	現 金 ・ 預 金	
888,713,082	未 収 金	
73,250,531	貯 蔵 品	
438,740,400	前 払 金	
	（ 固 定 負 債 ）	
	企 業 債	20,871,268,843
	長 期 リ ー ス 債 務	32,034,406
	引 当 金	1,828,796,294
	（ 流 動 負 債 ）	
	企 業 債	1,458,751,375
	短 期 リ ー ス 債 務	10,221,332
	未 払 金	807,715,432
	引 当 金	67,804,484
	預 り 金	183,976,162
	そ の 他 流 動 負 債	1,400,000
	（ 繰 延 収 益 ）	
	長 期 前 受 金	18,710,651,734
5,010,682,455	長 期 前 受 金 額	
	収 益 化 累 計	
	（ 資 本 金 ）	
	資 本 金	23,763,132,110
	（ 剰 余 金 ）	
	資 本 剰 余 金	7,678,492,948
	利 益 剰 余 金	4,559,410,086
	（ 水 道 事 業 収 益 ）	
	営 業 収 益	6,372,716,864
	営 業 外 収 益	666,829,645
	特 別 利 益	245,000
	（ 水 道 事 業 費 用 ）	
5,893,648,193	営 業 費 用	
268,690,887	営 業 外 費 用	
618,653	特 別 損 失	
87,013,446,715	合 計	87,013,446,715

(2) 秋田市下水道事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

収入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期収入額 (B)	下期収入額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
下水道事業収益	10,707,899	6,128,380	4,545,180	10,673,560	99.7
営業収益	7,335,760	4,752,988	2,546,956	7,299,944	99.5
営業外収益	3,250,317	1,253,719	1,998,015	3,251,734	100.1
特別利益	121,822	121,673	209	121,882	100.1

支出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期支出額 (B)	下期支出額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
下水道事業費用	10,067,152	1,180,087	8,650,798	9,830,885	97.7
営業費用	9,331,638	850,179	8,318,228	9,168,407	98.3
営業外費用	731,373	329,552	332,495	662,047	90.5
特別損失	1,591	356	75	431	27.1
予備費	2,550	-	-	-	0.0

イ 資本的収支

収入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期収入額 (B)	下期収入額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
資本的収入	7,742,581	2,626,256	2,516,904	5,143,160	66.4
企業債	4,953,900	-	3,090,400	3,090,400	62.4
出資金	856,572	854,832	1,740	856,572	100.0
補助金	1,786,286	1,728,502	△634,744	1,093,758	61.2
負担金	145,185	42,889	58,903	101,792	70.1
固定資産売却代金	638	33	605	638	100.0

※前年度からの繰越分を含む。

支出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期支出額 (B)	下期支出額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
資本的支出	11,950,338	3,940,241	5,297,120	9,237,361	77.3
建設改良費	6,521,656	1,235,761	2,572,920	3,808,681	58.4
企業債償還金	5,428,682	2,704,480	2,724,200	5,428,680	99.9

※前年度からの繰越分を含む。

② 秋田市下水道事業会計試算表（令和5年3月31日現在）

（単位：円）

借 方	勘 定 科 目	貸 方
	（ 固 定 資 産 ）	
152,058,384,506	有 形 固 定 資 産	
9,225,133,269	無 形 固 定 資 産	
	（ 流 動 資 産 ）	
4,600,264,012	現 金 ・ 預 金	
593,664,611	未 収 金	
555,080,000	前 払 金	
100,000	そ の 他 流 動 資 産	
	（ 固 定 負 債 ）	
	企 業 債	54,621,872,233
	引 当 金	1,595,652,524
	（ 流 動 負 債 ）	
	企 業 債	5,232,056,245
	未 払 金	1,252,957,019
	引 当 金	41,090,646
	そ の 他 流 動 負 債	2,107,679
	（ 繰 延 収 益 ）	
	長 期 前 受 金	72,244,749,304
17,703,968,595	長 期 前 受 金 額	
	収 益 化 累 計	
	（ 資 本 金 ）	
	資 本 金	43,946,550,482
	（ 剰 余 金 ）	
	資 本 剰 余 金	4,796,384,588
	利 益 剰 余 金	378,873,281
	（ 下 水 道 事 業 収 益 ）	
	営 業 収 益	6,821,558,826
	営 業 外 収 益	3,251,518,317
	特 別 利 益	121,440,212
	（ 下 水 道 事 業 費 用 ）	
8,869,798,778	営 業 費 用	
700,017,152	営 業 外 費 用	
400,433	特 別 損 失	
194,306,811,356	合 計	194,306,811,356

(3) 秋田市農業集落排水事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

収入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期収入額 (B)	下期収入額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
農業集落排水事業収益	600,350	390,206	209,185	599,391	99.8
営業収益	96,437	51,283	46,584	97,867	101.5
営業外収益	501,122	336,133	162,428	498,561	99.5
特別利益	2,791	2,790	173	2,963	106.2
個別排水処理事業収益	33,854	29,183	4,658	33,841	99.9
営業収益	8,431	4,247	4,176	8,423	99.9
営業外収益	25,421	24,936	482	25,418	99.9
特別利益	2	-	-	-	0.0

支出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期支出額 (B)	下期支出額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
農業集落排水事業費用	596,146	101,742	468,633	570,375	95.7
営業費用	556,299	83,007	448,572	531,579	95.6
営業外費用	39,297	18,735	20,061	38,796	98.7
特別損失	50	-	-	-	0.0
予備費	500	-	-	-	0.0
個別排水処理事業費用	34,579	4,771	27,204	31,975	92.5
営業費用	32,833	3,937	26,395	30,332	92.4
営業外費用	1,644	834	809	1,643	99.9
特別損失	2	-	-	-	0.0
予備費	100	-	-	-	0.0

イ 資本的収支
収入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期収入額 (B)	下期収入額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
農業集落排水事業資本的収入	178,891	135,461	57	135,518	75.8
企 業 債	27,100	-	24,400	24,400	90.0
出 資 金	108,482	122,761	△36,888	85,873	79.2
補 助 金	8,900	12,700	△3,600	9,100	102.2
負 担 金	32,870	-	14,606	14,606	44.4
基 金 繰 入 金	1,539	-	1,539	1,539	100.0
個別排水処理事業資本的収入	16,825	12,072	1,004	13,076	77.7
企 業 債	6,400	-	3,400	3,400	53.1
出 資 金	8,332	10,777	△2,520	8,257	99.1
補 助 金	1,564	1,119	△53	1,066	68.2
負 担 金	529	176	177	353	66.7

※前年度からの繰越分を含む。

支 出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期支出額 (B)	下期支出額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
農業集落排水事業資本的支出	377,365	139,191	194,654	333,845	88.5
建 設 改 良 費	101,002	1,727	55,756	57,483	56.9
企 業 債 償 還 金	276,362	137,464	138,897	276,361	99.9
投 資	1	-	1	1	100.0
個別排水処理事業資本的支出	24,562	10,259	10,428	20,687	84.2
建 設 改 良 費	15,508	5,745	5,890	11,635	75.0
企 業 債 償 還 金	9,054	4,514	4,538	9,052	99.9

※前年度からの繰越分を含む。

② 秋田市農業集落排水事業会計試算表（令和5年3月31日現在）

（単位：円）

借 方	勘 定 科 目	貸 方
	（ 固 定 資 産 ）	
8,311,198,920	有 形 固 定 資 産	
3,456,000	無 形 固 定 資 産	
6,538,000	投 資 そ の 他 資 産	
	（ 流 動 資 産 ）	
668,472,840	現 金 ・ 預 金	
17,067,318	未 収 金	
11,430,000	前 払 金	
	（ 固 定 負 債 ）	
	企 業 債	1,986,323,865
	引 当 金	33,235,574
	（ 流 動 負 債 ）	
	企 業 債	275,774,478
	未 払 金	29,096,466
	引 当 金	2,846,836
	そ の 他 流 動 負 債	9,270,930
	（ 繰 延 収 益 ）	
	長 期 前 受 金	5,340,584,795
1,777,237,526	長 期 前 受 金 額	
	収 益 化 累 計	
	（ 資 本 金 ）	
	資 本 金	2,863,290,844
	（ 剰 余 金 ）	
	資 本 剰 余 金	206,558,151
	利 益 剰 余 金	20,633,242
	（ 農 業 集 落 排 水 事 業 収 益 ）	
	営 業 収 益	89,045,000
	営 業 外 収 益	498,557,294
	特 別 利 益	2,962,470
	（ 農 業 集 落 排 水 事 業 費 用 ）	
516,459,712	営 業 費 用	
48,712,617	営 業 外 費 用	
	（ 個 別 排 水 処 理 事 業 収 益 ）	
	営 業 収 益	7,657,684
	営 業 外 収 益	25,418,631
	（ 個 別 排 水 処 理 事 業 費 用 ）	
29,040,177	営 業 費 用	
1,643,150	営 業 外 費 用	
11,391,256,260	合 計	11,391,256,260